

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 13 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

武田社ワクチン（ノバボックス）の接種体制等について

武田社ワクチン（ノバボックス）の供給については、「武田社ワクチン（ノバボックス）の配分等について（その9）」（令和5年10月5日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）において、第23クール（12月4日の週配送）までの配分スケジュール等をお示ししたところです。

今般、武田社ワクチン（ノバボックス）の接種体制等について、下記のとおりお示しますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関への周知をお願いいたします。

記

武田社ワクチン（ノバボックス）の配分は第23クール（12月4日の週配送）が最後となります。有効期限は令和5年12月25日のものを配分する予定です。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村と調整の上、武田社ワクチン（ノバボックス）による接種を希望する方がいないと判断される場合には、「武田社ワクチン（ノバボックス）の接種体制の構築等について」（令和4年4月6日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「武田社ワクチン（ノバボックス）の4回目以降の接種実施について」（令和4年11月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、各都道府県に少なくとも1か所の設置をお願いしていた武田社ワクチン（ノバボックス）の接種会場の設置を終了して差し支えありません。